

## 千歳市子ども・子育て会議の役割について

市は、「子ども・子育て支援法」に掲げられている「子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第 1 義的責任を有する」という基本認識を受けとめ、また、現に子育てを行っている保護者の方や幼稚園、保育所や子育て支援に携わる関係者の意見を取り入れることで、千歳市に合った計画づくりや計画の進捗状況を確認するために、平成 25 年 3 月に「千歳市子ども・子育て会議条例」と「同条例施行規則」を制定しました。（2 面以降参照）

### 「千歳市子ども・子育て会議」では、 つぎの役割を担っていただきます。

（子ども・子育て支援法第 77 条第 1 項より）

- ① 教育・保育施設や地域型保育事業に関する市の「利用定員」の設定について意見を述べること。
- ② 市の「子ども・子育て支援事業計画」の策定または変更について意見を述べること。
- ③ 市の子ども・子育て支援に関する施策の推進に関して、必要な事項や実施状況を調査審議すること。



#### 【 ①の「利用定員」について 】

例えば保育所などに入ることができない待機児童が増える状況などに対応して、市が計画に基づき、新たに施設の受入枠を増やす場合、施設に認められた定員（認可定員）の範囲内で「利用定員」を設定します。利用定員が決められた施設に対しては、保護者に代わり公費としての「給付費」などが支給されることとなります。

#### 【 ③の「必要な事項や実施状況を調査審議すること」について 】

子ども・子育て支援事業計画は、5 年を期間として継続的に策定されます。市町村の子ども・子育て会議には、「関係者が政策プロセス（PDCA サイクル）に、政策立案から実行、評価まで一貫して関与する場」としての機能が求められており、調査審議の内容として、具体的に次のことが国から示されています。

- ・ 計画の需給バランスが適切か（需要が過剰に見積もられていないか・不足していないか）
- ・ 費用の使途実績調査や事業の点検評価（運営や自己評価の適切性の確認など）
- ・ 計画について見直すべき部分がないか など

千歳市子ども・子育て会議条例

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 77 条第 1 項の規定に基づき、市長の附属機関として、千歳市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(組織)

第 2 条 子育て会議は、委員 20 人以内をもって組織する。ただし、市長が必要があると認めるときは、特別の事項を調査審議させるため、子育て会議に臨時の委員を置くことができる。

2 委員及び臨時の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 3 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が委嘱されるまで引き続きその職務を行うものとする。

4 臨時の委員の任期は、当該事項の調査審議が終了したときまでとする。

(会長及び副会長)

第 4 条 子育て会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(専門部会)

第 5 条 専門的な事項を調査審議するため必要があるときは、子育て会議に専門部会を置くことができる。

(委任)

第 6 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

千歳市子ども・子育て会議条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、千歳市子ども・子育て会議条例（平成 25 年千歳市条例第 12 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第 2 条 千歳市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 子育て会議は、委員及び臨時の委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 子育て会議の議事は、会議に出席した委員及び臨時の委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 前項の規定による決議について特別の利害関係を有する委員又は臨時の委員は、議決に加わることができない。

(意見等の聴取)

第 3 条 子育て会議は、必要があると認める場合は、関係者に対し、出席を求め、意見若しくは説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第 4 条 委員、臨時の委員その他会議に出席した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(専門部会)

第 5 条 条例第 5 条の専門部会（以下「部会」という。）は、子育て会議から付託された事項について調査審議するものとする。

2 部会は、会長の指名する委員及び臨時の委員をもって組織する。

(部会長及び副部会長)

第 6 条 部会に部会長及び副部会長を置き、部会に属する委員が互選する。

2 部会長は、部会を代表し、部会の議事その他の事務を処理する。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(準用)

第 7 条 第 2 条から第 4 条までの規定は、部会について準用する。この場合において、これらの規定中「子育て会議」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(子育て会議への報告)

第 8 条 部会長は、付議事項について調査審議したときは、その結果を子育て会議に報告しなければならない。

(庶務)

第 9 条 子育て会議の庶務は、子ども・子育て支援担当課において行う。

(委任)

第 10 条 この規則に定めるもののほか、子育て会議の議事その他の運営に関し必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

## 千歳市子ども・子育て会議運営規程

平成25年6月27日 千歳市子ども・子育て会議決定

(趣旨)

第1条 この規程は、千歳市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(代理人の出席等)

第2条 会長は、子育て会議の委員が会議に出席できない場合であって、委員から申し出があったときは、代理人の出席を認めることができる。

2 前項の規定により出席を認められた代理人は、会議に出席し、発言することができる。

(会議の公開等)

第3条 会議は、公開とする。ただし、会長は、公開とすることにより公平かつ円滑な審議等に支障を及ぼすおそれがあると認めるとき、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があると認めるときは、会議を非公開とすることができる。

2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずること等必要な措置をとることができる。

(会議録)

第4条 会議録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 出席した委員等又は代理人の氏名

(3) 議事とした案件及び当該案件に係る委員等の発言内容

2 会議録は、発言者の氏名等を記録せず、発言内容を要約した会議概要として調製するものとする。

3 会議録及び配布資料は、公開とする。ただし、会長は、公開とすることにより公平かつ円滑な審議等に支障を及ぼすおそれがあると認めるとき、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があると認めるときは、会議録及び配布資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

(準用)

第5条 第2条から前条までの規定は、部会について準用する。この場合において、これらの規定中「子育て会議」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

附 則

この規程は、平成25年6月27日から施行する。